(燃料装置)

- 第96条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。
 - イ 配管(配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。)が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの
 - ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの
 - 二 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に備えるプラスチック製燃料タンクは、別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」に定める基準に適合すること。
 - 三 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。
 - 四 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。
 - 五 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。
 - 六 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口していないこと。
- 2 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一 の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの は、前項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものとする。
- 3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8 tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
- 4 保安基準第1条の3ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって次の各号に掲げるものは、保安基準第 15 条第2項の基準に適合するものとする。
 - 一 次に掲げるすべての事項に該当する燃料タンク及び配管
 - イ 燃料タンク及び配管の最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離 が 420mm 以上であり、かつ、燃料タンク及び配管の最後端部から車両後端までの

車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上であるもの

燃料タンク 燃料を管から 車両前端まで の距離

- ロ 燃料タンク及び配管 (ホィールベース間に備えられたものを除く。) が、自動車の 下面を除き、車外に露出していないもの
- ハ 燃料タンク及び配管の付近に、衝突時等において損傷を与えるおそれのある鋭利 な突起物がないもの
- 二 協定規則第34号に適合するもの